

第3章 景観づくりを考える

1. 景観づくりの目標・方針の検討

景観づくりとは、“将来の景観を創っていくこと”です。「明確な景観づくりのビジョン」を提示することによって、初めて住民・事業者等、行政が将来の景観の姿を共有することができるのです。このことから「明確な景観づくりのビジョン」としての景観づくりの目標・方針が必要とされているのです。

目標は、住民にわかりやすく、親しみやすいものとなるようにまとめます。

方針の検討には、農地・商業地・住宅地等の同質のまとまりを持つ面的な景観資源、道路や河川等の軸を形成する景観資源、重要なランドマークとなる建築物や地域の顔となる駅前等の点的な景観資源など、景観資源の種類を中心に景観づくりの方針を検討する方法や、地域を町内会・自治会、行政区等などで区切り、その区域ごとに景観づくりの方針を検討する方法などがあります。

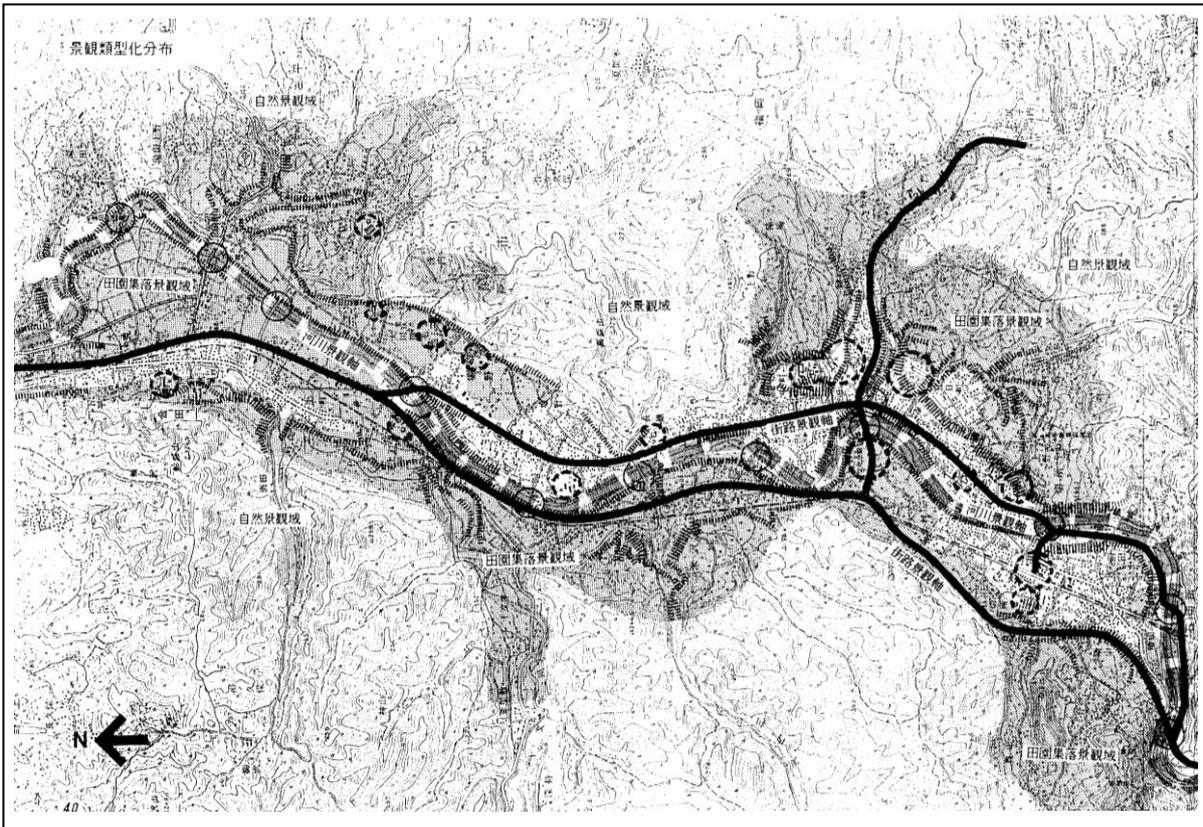
■表一 景観づくりの基本方針の具体例（二戸市街づくりの調査検討及び官公庁施設整備構想報告書）

4-2 景観づくりの方向

(1) 景観類型化からの街づくり

前章2-1の景観類型化に沿った景観づくりの方向性をまとめると以下のようになる。

景観特性と課題	基本方針	対象物、構成要素	施策の方向付け
眺望系 ・二戸らしい河岸段丘地形と市街地 ・眺望対象と眺望点の整備	・自然環境と市街地環境の調和 ・二戸らしい眺望景観の育成と保全	・周辺山地丘陵地形 ・馬淵川沿いの河岸林	・大規模建築物などの景観の配慮 ・ランドマークの育成 ・眺望点の整備
自然緑地 ・市街地に入り組んだ段丘面の緑地環境が二戸らしい背景となる	・自然環境の保全 ・親しみもてる自然環境の形成 ・眺望の対象としての景観資源の保全	・自然環境と生活文化の一体性 ・日常的なレクリエーション施設	・自然緑地、段丘緑地の保全 ・緑道ネットワークなどの整備
田園集落景観 ・伝統的な田園緑地と開発の調和		・民家集落と一体となった文化的環境	・歴史的建築、民家、蔵、屯所等のなどの保全
河川軸景観 ・市街地と隣接して、変化のある景観をつくる ・市民が見近に親しめる河川空間は少ない ・水緑軸	・河川環境の保全 ・親しみある河川空間づくり	・河川軸	・河川空間のレクリエーション利用 ・河岸林の保全 ・沿岸建築物の景観的配慮 ・橋、橋詰空間のデザイン的な配慮 ・水質の保全
道路軸景観 ・馬淵川にそった梯子状の道路網が市街地の構成に秩序をつくる ・沿道空間と一体となった連続性、時代の多様な建築物の重畳への配慮	・個性的な道路空間の創造 ・ゆとりと潤いのある道路環境の形成 ・判りやすい都市空間の構成	・広域および域内幹線道路 ・主要交差点 ・橋詰	・沿道建築物などの景観上の配慮 ・歩行者空間の整備
住宅地景観 ・生活環境の安全性、快適性の確保に加えやすらぎとゆとりある生活空間の育成 ・境界領域の塀、生垣、擁壁、建築物の外壁や屋根等の構成要素の秩序だて	・住宅地の個性づくり ・ヒューマンスケールの街並みづくり ・文化性		・建築物の既成誘導 ・文化的資源、伝統の保全、育成
商業地・業務地景観 ・街並の連続性と活気づくり ・景観構成要素のコントロール	・個性と賑わいのある街並づくり ・明確な都市空間性	・既存商店街区 ・新規開発区域	・建築物や屋外広告の規制・誘導 ・歩行者空間、市空間の整備、配慮
工業地景観 ・地域産業の事業所が混在する地区や誘致企業の立地の進む地区などがある。 ・周辺環境との調和や活気の醸成	・施設環境の改善と併せた修景への取組 ・工場緑化などによる周辺環境との調和	・既存市街地にある工場用地 ・仁左平等の立地が進んでいる地区	・地域産業の育成とR1化のための修景・緑化の推進、街並み保全 ・風土性あるオープンスペースの確保



2. 景観づくりの方向性の類型

ここでは、具体的な景観づくりの方向性の類型を（１）「景観づくりを行う制度・事業」、（２）「景観づくりを支援していく施策」として類型化して示します。

さらに（１）「景観づくりを行う制度・事業」については自然景観、歴史・文化景観、生活・産業景観、眺望景観という景観の種類、「保全」「不足」「阻害」という景観づくり上の課題の視点を加えながら、類型の内容を整理しています。

各制度・事業の類型毎に、関係する事例が記載された第４章のページを示します。（関係ページ番号のカッコ内は事例写真番号を示す）

（１）景観づくりを行う制度・事業の類型

①自然景観づくりのための制度・事業の類型

優れた自然を中心とした景観づくりを行うための制度・事業の類型を以下にまとめます。

a. 自然景観の保全

- ・良好な自然景観を保全するための計画策定
- ・良好な自然景観を形成している山、河川、樹林地、草原、湖、浜辺などの保全制度の創設----- p. 25, 27, 50(1)
- ・優れた自然景観を、地域住民や観光客が参加して維持管理するための仕組みづくり
- ・自然景観の中でも重要度が高い場合の用地の公有地化

b. 自然景観の整序

- ・施設建設の際、自然景観と調和するよう誘導（色彩、デザイン、素材等）----- p. 50(2)～51(5)

c. 自然景観の活用

- ・自然景観に親しめる視点場の整備

②歴史・文化景観づくりのための制度・事業の類型

地域の歴史・文化を表現する景観づくりを行うための制度・事業の類型を以下にまとめます。

a. 歴史・文化景観の保全

- ・良好な歴史・文化景観を保全するための計画策定、制度創設----- p. 29, 31
- ・身近な歴史・文化景観を、地域住民や観光客が参加して維持管理するための仕組みづくり
- ・歴史・文化景観として重要な祭り、伝統行事等の運営組織の活性化
- ・良好な歴史・文化景観を有する地区では、周囲の景観と調和するよう施設や広告物のデザイン、色彩、素材等に配慮----- p. 29, 31, 52(6)～53(11)

b. 歴史・文化景観の整序

- ・歴史景観と調和するよう施設や広告物の改造に対する助成等を行い阻害要因を除去

c. 歴史・文化景観の活用

- ・保全されている歴史・文化景観を見て回る「歴史景観の小径」等の見学ルートの設定、整備

③生活・産業景観づくりのための制度・事業の種類

身近な生活・産業景観を活かす景観づくりを行うための制度・事業の種類を以下にまとめます。

a. 生活・産業景観の保全

- ・住宅地、工業地、商業地、集落地等の景観を保全するための計画策定、制度立案----- p. 33, 35, 39
- ・住民、事業者が参加した景観の維持管理のための仕組みづくり--- p. 33, 35, 41

b. 生活・産業景観の創造

- ・大規模な民間施設を整備する際、景観に配慮するためのガイドライン等の策定
- ・公共事業を行う際、景観に配慮するためのガイドライン等の策定
- ・広告物や公共サインの地域に応じた掲出場所や規模、デザイン等のルール策定----- p. 56 (19)～57 (21)
- ・大規模な施設整備における景観への配慮----- p. 37, 39, 54 (12)～56 (18)

c. 生活・産業景観の整序

- ・美しい夜景のために都市の「あかり」を整えるガイドライン等の策定
- ・景観障害物となっている電線等の地下埋設
- ・敷地や施設の緑化----- p. 41, 57 (22), 57 (23)

④眺望景観づくりのための制度・事業の種類

地域の個性を表現する眺望景観を活かす景観づくりを行うための制度・事業の種類を以下にまとめます。

a. 眺望景観の保全

- ・良好な眺望を保全するためのガイドラインの策定----- p. 43

b. 眺望景観の創造

- ・道路、橋梁、港湾、建築物、工作物等の整備の際に、良好な眺望を得られるよう視点場を整備----- p. 45, 58 (25)～59 (27)
- ・良好な眺望景観が得られるようルートを設定----- p. 45

c. 眺望景観の整序

- ・施設等の整備の際に、眺望を阻害しないよう配慮・誘導----- p. 43, 45, 59 (28), 59 (29)

(2) 景観づくりを支援していく施策の類型

景観づくりを行っていく上では、良好な景観を創るだけでなく、景観を広く知ってもらうこと、景観についての理解を深めてもらうこと、景観を創っていくことへの支援を行うことも大切です。

①景観のPR

- ・優れた自然景観、歴史・文化景観、生活・歴史景観、眺望景観があることを広くPR----- p. 49

②景観についての啓発

- ・地域の自然景観、歴史・文化景観、生活・産業景観、眺望景観の保全に関心を持ってもらうために、シンポジウムやワークショップを開催----- p. 49
- ・生涯学習や学校教育における総合的学習での、景観の重要性や保全、創出等に関する啓発
- ・住民、事業者に対しての、景観の重要性や保全、創出等に関する啓発- p. 29, 31, 39

③景観づくり活動への支援

- ・景観づくり活動を行う住民・事業者等の整備への助成・支援----- p. 47
- ・地域の景観づくりを担う住民や事業者による組織作り

市町村景観条例

先祖から受け継がれてきた貴重な財産（優れた景観資源）を保全し将来に継承するとともに、新たに形成されていく景観についても地域共有の財産となるようつくり上げていくためには、県民、事業者、行政それぞれの役割分担と協働のもとに継続的な息の長い取組みがなされていくことが必要です。

行政が行う景観形成のための制度には要綱、ガイドプラン、総合計画に盛り込む等いろいろな形態がありますが、その中で最終的に目指す形態が景観条例と考えられます。その理由としては、

- ①景観形成のため各種規制を行う場合は住民や事業者等にあらかじめ景観条例により明示しておく必要があること
- ②景観条例は、各種施策や取組みを行う上で最もよりどころとなるものであり、また、各種制度や計画を盛り込める総合的な制度であること
- ③条例化により、他の制度・計画等に比較して永続性が保たれるため、景観形成に必要である継続的な息の長い取組みを行うことが可能となる。

等が挙げられます。

県では景観条例を制定していますが、この条例は県内全域をカバーするため全県一律の基準とならざるを得ず、地域特性に応じたきめ細かい対応はできていません。

従って、地域の特性や歴史的な背景を踏まえた将来像に向けて景観を形成していくための制度として、景観条例は各市町村ごとにあることが理想の姿と言えます。

参考

県内市町村の景観関連条例

名 称	市町村名	制 定 年 月
弘前市都市景観条例	弘 前 市	平成 6 年 6 月制定
青森市景観条例	青 森 市	平成 1 4 年 6 月制定
ふるさと尾上町の生け垣を守り育てる条例	尾 上 町	平成 4 年 1 0 月制定



尾上町の生垣推進
（農林水産省の農村景観百選に選定）
尾上町ホームページから